

環境モデル都市選定までのプロセス(概要)

1. 事務局において形式的確認作業を行う。

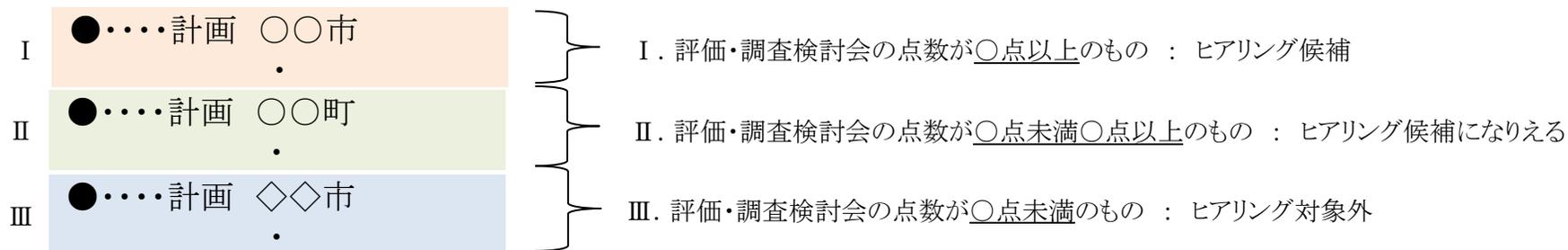
2. 環境モデル都市評価・調査検討会により書面審査を行う。(1次評価)(①～⑤の選定基準について定量的評価(A(4点に換算)～E(0点に換算))の判定を行う。定性的評価も含む。)

(取りまとめイメージ)ー1次評価結果一覧ー

	提案者	選定基準					合計	区分 (Ⅰ～Ⅲ)	定性的評価
		①温室効果ガスの大幅な削減	②先導性・モデル性	③地域適応性	④実現可能性	⑤持続性			
1	〇〇市	3	4	3	2	3	15		
2	△△町	4	4	3	3	4	18		

※ 合計点は、各委員の5つの項目全体の合計値を計算し、その点数を、評価した委員数で単純平均(小数点第1位を四捨五入)して算定する。そのため、各委員の5つの項目ごとの点数を、評価した委員数で単純平均(小数点第1位を四捨五入)した値の合計とは異なる場合がある。

区分について (提案案件を以下の3分類に整理)



※ 〇点については、事務局が全体の点数分布、選定数とその対象とする候補数などにより決定

3. 環境モデル都市評価・調査検討会にて2.の結果を踏まえた総合審査を行い、ヒアリング対象を決定する。(2次評価)

4. 環境モデル都市評価・調査検討会において、提案者からのヒアリングを実施し、選定推薦案を作成する。(3次評価)

5. 政府が、環境モデル都市評価・調査検討会の選定推薦案を検討し、選定都市を決定する。